

平成 17 年度「練馬区安全・安心協議会」について

17.09.22

1 協議会の位置づけ

「練馬区民の安全と安心を推進する条例」第 15 条に基づく練馬区長の附属機関

2 協議会の役割

- ① 安全安心まちづくりに関する計画の策定
- ② 安全安心まちづくりに係る具体的施策の検討
- ③ 安全安心まちづくりに関する情報交換・意見交換 など

3 協議会の構成

(1) 協議会委員	52 名	内訳)	公募委員	16 名
			関係団体代表者	26 名
			関係行政機関	9 名
			区職員	1 名

(2) 会長・副会長 会長 1 名・副会長 2 名

(3) 事務局 危機管理室安全・安心担当課

4 協議会の運営

協議会は、区長の諮問に応じて開催する。開催頻度はおおむね年 2 回程度とする。

5 委員報酬について

(1) 報酬額

7,700 円（源泉所得税控除後の金額 6,930 円）

(2) 支払方法

協議会終了後、協議会出席者の各委員指定の金融機関口座に口座振込の方法にて支払いを行う。

6 その他

- ・ 協議会の議事は公開とし、会議に支障のない範囲で傍聴可能とする。
- ・ 昨年度設置した「専門部会」については、当面は設置しないこととする。
- ・ 協議会への提出資料および会議の要点記録は、原則として「練馬区安全・安心ホームページ」に登載する。

練馬区安全・安心協議会 関係例規

練馬区民の安全と安心を推進する条例

(練馬区安全・安心協議会)

第15条 区、区民等、関係行政機関、関係団体等が一体となって、安全に安心して暮らせるまちづくりを推進するため、区長の附属機関として、練馬区安全・安心協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、区長の諮問に応じてつぎに掲げる事項について審議し、答申する。

(1) 安全に安心して暮らせるまちづくりの推進に関する基本事項

(2) 前号に掲げるもののほか、安全に安心して暮らせるまちづくりに関する必要事項

3 前2項に定めるもののほか、協議会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

練馬区民の安全と安心を推進する条例施行規則

(協議会の構成)

第4条 条例第15条に規定する練馬区安全・安心協議会（以下「協議会」という。）は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱または任命する委員60人以内をもって組織する。

(1) 区民

(2) 関係団体の代表者

(3) 関係行政機関の職員

(4) 区職員

(協議会の委員の任期)

第5条 協議会の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

2 欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(協議会の会長および副会長)

第6条 協議会に会長1名および副会長2名を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、委員の中から会長が指名する者とする。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、副会長のうちからあらかじめ会長の指名する者がその職務を代理する。

(協議会の議事)

第7条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は公開とし、会長は会議に支障のない範囲で傍聴を許可することができる。

4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明または意見を聞くことができる。

(協議会の庶務)

第8条 協議会の庶務は、危機管理室防災課において処理する。

練馬区安全・安心協議会の運営について

平成 17 年 8 月 1 日
危機管理室長決定

1 目的

この規定は、「練馬区民の安全と安心を推進する条例」（以下「条例」という。）第 15 条および「練馬区民の安全と安心を推進する条例施行規則」（以下「施行規則」という。）第 4 条から第 8 条に規定する練馬区安全・安心協議会（以下「協議会」という。）について、その運営に係る必要な事項について定めることを目的とする。

2 協議会の構成について

施行規則第 4 条に規定する協議会の委員は、つぎの各号に掲げる者とする。

- (1) 区民 公募による区民 16 名。
- (2) 関係団体の代表者 別表 1 に定める団体の構成員で当該団体の代表者から推薦された者。
- (3) 関係行政機関の職員 別表 2 に定める者。
- (4) 区職員 練馬区教育委員会教育長

3 事務局会議の設置について

協議会における審議を円滑に進めるため、事務局会議を設置する。

- (1) 事務局会議は協議会開催のおおむね 1 週間前に開催し、おおむねつぎに掲げる事項について検討する。
 - ① 協議会に諮るべき審議事項の検討および報告事項の検討
 - ② 安全安心まちづくりに関する施策のすり合わせ
 - ③ その他協議会での審議を円滑に進めるための必要な事項の検討
- (2) 事務局会議のメンバーは、つぎの各号に掲げる者とする。
 - ① 区 危機管理室安全・安心担当課長
 - ② 関係行政機関 練馬警察署生活安全課長、光が丘警察署生活安全課長、石神井警察署生活安全課長、練馬消防署予防課長、光が丘消防署予防課長、石神井消防署予防課長
- (3) 事務局会議の庶務は危機管理室安全・安心担当課が処理する。

4 その他

この規定に施行に関し必要な事項は、危機管理室長が別に定める。

別表（第 2 項第 2 号関係）

警察関係	練馬防犯協会、光が丘防犯協会、石神井防犯協会、練馬交通安全協会、光が丘交通安全協会、石神井交通安全協会、練馬母の会、光が丘母の会、石神井母の会
消防関係	練馬防火防災協会、光が丘防火防災協会、石神井防火防災協会
教育関係	青少年委員会、青少年育成地区委員会、小学校 P T A 連合協議会、中学校 P T A 連合協議会
福祉関係	保護司会、東京都薬物乱用防止推進練馬区地区協議会、民生・児童委員協議会
町会関係	町会連合会
産業関係	東京商工会議所練馬支部、商店街振興組合連合会、商店街連合会、練馬産業連合会、練馬東法人会、練馬西法人会

別表（第 2 項第 3 号関係）

警察署	練馬警察署長、光が丘警察署長、石神井警察署長
消防署	練馬消防署長、光が丘消防署長、石神井消防署長
消防団	練馬消防団長、光が丘消防団長、石神井消防団長

